

千代田町先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

千代田町は群馬県の南東部に位置し、南に雄大な利根川を望み、その左岸に沿って東西に長い自然に恵まれた緑豊かな町である。

人口は平成に入り、約1万2千人前後で推移していたが、平成19年度より緩やかな減少傾向にあり、町人口ビジョンの推計値では、西暦2060年頃には1万人を割り込むと見込んでいる。労働人口も平成27年度までは総人口に対して60%以上を維持してきたが、その後は60%を割り込み、更なる少子高齢化が進んでいる。

産業については、利根川がもたらす豊富な水を利用した稲作やビール麦などの米麦作を中心とした農業、複数の工業団地を核とする工業、平成23年にオープンした大型ホームセンターなどを中心とする商業があり、農業・工業・商業の調和のとれた町として発展してきた。

現在、町内の中小企業数は約500事業所で年々減少傾向にあり、労働力や後継者の不足といった問題が生じている。また、産業のあらゆる分野で国際競争・地域間競争が激化する今日、豊かな自然や地域特性を活かしつつ、町の産業を今後も持続的に発展させていくことが急務となっている。そのためには、地域の活性化に向けた行動指針が必要であり、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、千代田町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「振興条例」という。）を平成28年度に制定し、その基本的な施策として、中小企業者及び小規模企業者の経営革新の促進、新たな事業活動の促進、資金調達の円滑化、人材の確保等の施策を掲げ、既存事業の見直しを含め、新たな取り組みを始めている。

(2) 目標

振興条例で掲げた町の責務に、「町は、中小企業・小規模企業の振興施策を実施するため、中小企業者、特に小規模企業者の状況を把握し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」とあることから、その一つの措置として、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

目標としては、先端設備等導入計画の認定を2年間で10件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

千代田町の産業は、製造業を中心に農林水産業、飲食業、サービス業と多岐に渡って町内の経済と雇用を支えている。生産性向上を図るためには、全ての産業において多様な設備投資を支援する必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

千代田町は、複数の工業団地内に立地する大手企業を中心に、町内に点在して中小企業が立地していることから、事業者の生産性向上を実現するためには、本計画の対象区域は、町内全域とする

(2) 対象業種・事業

千代田町の産業は、製造業を中心に農林水産業、飲食業、サービス業と多岐に渡って町内の経済と雇用を支えていることから、生産性向上を図るためには、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、低コストの実現、新技術の開発、自動化の推進、省エネの推進、業務の効率化を図るための技術導入など多種多様である。そのため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画において、先端設備等導入計画の認定を受ける中小企業者の条件として、町税を完納していることとする。

また、認定の対象としない取組みについては次のとおりとする。

- ・ 人員削減を目的とし、先端設備を導入するもの。
- ・ 公序良俗に反し、反社会的勢力との関係が認められるもの。